独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農地等の利用の集積を促進する事由） **第三十五条の十九**　令第十二条の二第一号ヘ(3)の主務省令で定める事由は、特定処分対象農地等が次の各号のいずれかに掲げる事業の対象となつたこととする。 一　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第三項第一号の利用権設定等促進事業 二　（略） （経営移譲年金の加算額の支給停止事由を生じない第一種加算対象農地等の使用収益権の移転等） **第三十五条の四十**　令第十二条の三第一項第二号の主務省令で定める使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。 一～十三　（略） 十四　前各号に掲げるもののほか、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構又は基金がする使用収益権の移転又は設定 2　（略）	（農地等の利用の集積を促進する事由） **第三十五条の十九**　令第十二条の二第一号ヘ(3)の主務省令で定める事由は、特定処分対象農地等が次の各号のいずれかに掲げる事業の対象となつたこととする。 一　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第四項第一号の利用権設定等促進事業 二　（略） （経営移譲年金の加算額の支給停止事由を生じない第一種加算対象農地等の使用収益権の移転等） **第三十五条の四十**　令第十二条の三第一項第二号の主務省令で定める使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。 一～十三　（略） 十四　前各号に掲げるもののほか、農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。）、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構又は基金がする使用収益権の移転又は設定 2　（略）

附　則

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

○厚生労働省経済産業省令第二号

農林水産省

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和元年九月十一日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令

特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令（平成二十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定水銀使用製品の製造の許可の申請） **第二条**　［略］ 2　［略］ 3　法第七条第三号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定水銀使用製品の製造の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 備考　表中の［　］は注記である。	（特定水銀使用製品の製造の許可の申請） **第二条**　［略］ 2　［新設］

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

○農林水産省令第二十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）及び農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第百二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年九月十一日

農林水産大臣　**吉川**　貴盛

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。